

「やぶくる」の自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録について

1. 趣旨

自家用有償旅客運送「やぶくる」の登録期間満了に伴い、国家戦略特別区域法に基づく特例措置から、道路運送法第 78 条第 2 号に規定する「交通空白地有償運送」へ移行するため、道路運送法第 79 条の規定に基づき、登録申請を行います。申請にあたり、養父市地域公共交通会議での承認が必要であることから、承認を求めるものです。

2. 背景及び理由

（１）現在の運用状況

「やぶくる」においては、特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワークが、平成 29 年 12 月に国家戦略特別区域法第 16 条の 2 第 1 項の規定による道路運送法の特例として自家用有償旅客運送の登録認定を行い、平成 30 年 5 月から 8 年間にわたり、運行実績を積み上げ、現在、地域住民の生活に不可欠な移動手段として深く定着し、成熟したサービスとなっています。公共の福祉を確保するためにも、引き続き自家用自動車による有償運送の登録を受ける必要があります。

（２）移行の必要性

令和 8 年 5 月 23 日に現行の登録期間が終了することに伴い、時限的な特例措置から全国標準である道路運送法上の「交通空白地有償運送」へと移行します。これにより、特例措置に依存しない持続可能な運営体制を構築するとともに、地域公共交通計画とのさらなる整合を図り、適正かつ安定的な輸送サービスを将来にわたって継続していくものです。

（３）その他

移行にあたっては、利用者の利便性および安全性を考慮し、事業主体、現行の運送区域、対価や運用体制等は以下の通り継承するものとします。

1 名称、住所、代表者の氏名

名	称	特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク
住	所	兵庫県養父市八鹿町八鹿 113-1
代表者の氏名	理事長	小柴勝彦

2 登録番号

神兵特第1号

3 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
養父市全域	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク	兵庫県養父市八鹿町八鹿113-1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償観光旅客等運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 11 人以上)	普通自動車 (乗車定員 10 人以下)	合 計 (計)
(有)あいあい 全但タクシー(株)	保有	—	— (—)	— (—)
	持込	—	6 (4)	6 (4)
	合計	—	6 (4)	6 (4)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

観光客及び地域住民

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

・ 初乗り運賃及び加算額

初乗り運賃 2 kmまで800円

加算額 550mにつき100円を加算

※料金が変わる起点を行政区ごとに設定した三角表（別紙）による

・ 待機料金

15分未満の待機は無料。15分超えたら、以後15分ごとに500円を加算

以上